



Title	中国国際私法の比較法的研究
Author(s)	黄, 軌霆
Citation	大阪大学, 2015, 博士論文
Version Type	
URL	<a href="https://hdl.handle.net/11094/55721">https://hdl.handle.net/11094/55721</a>
rights	
Note	やむを得ない事由があると学位審査研究科が承認したため、全文に代えてその内容の要約を公開しています。全文のご利用をご希望の場合は、 <a href="https://www.library.osaka-u.ac.jp/thesis/#closed">https://www.library.osaka-u.ac.jp/thesis/#closed</a> 大阪大学の博士論文について

*The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA*

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

## 論文内容の要旨

氏名(黄軻霆)	
論文題名	中国国際私法の比較法的研究
論文内容の要旨	
<p>本論文は、比較法的視点を踏まえて中国国際私法である「涉外民事関係法律適用法」（以下「法律適用法」という。）の解釈と適用を研究するものである。具体的には、まず序章において中国国際私法の歴史と法律適用法の全体像を紹介した。つぎに、法律適用法の目次に沿って配置している第2章～第7章では、立法経緯、国内実質法の規定、学説と裁判例を参照しながら、日本法やハーグ国際私法諸条約など比較国際私法の視点を踏まえて、法律適用法各条文の趣旨を探究し、その合理的な解釈を考察した。最後に、終章では法律適用法を総括して全体的な評価を加えた。</p> <p>第1章「総則」では、主として、法律適用法と他の法との適用関係を整理し、重要な法選択規則の一つである当事者自治にかかわる共通問題を論じ、さらに中国裁判所における外国法の調査を批判的に考察した。</p> <p>第2章「人・代理・信託・仲裁合意その他補則規定」では、属人法として常居所地法主義が採用された点を重点的に解説したうえ、反致を否定した総則の規定と関連付けて、比較法の観点から評価した。また、代理、信託、仲裁合意などについては、実質法の特徴を背景に、ハーグ条約や日本法と比較しつつ考察した。</p> <p>第3章「親族」と第4章「相続」では、それぞれ、夫婦財産制、親子関係、裁判離婚と監護など各条文の適用範囲、法定相続、遺言相続と遺産の管理など各条文の適用範囲を検討し、学説と從来の実務を手掛かりに条文間の相互の適用関係を考察した。また、反致など日本法との関係についても言及した。</p> <p>第5章「物権」では、動産物権に関して当事者自治を認める規定を中心に、比較法の視点から批判的に考察し、条文の妥当な解釈方法を検討した。また、有価証券と権利質について、実質法の内容を踏まえつつ、日本法上の議論を参考に連結点の意義と条文の適用範囲を論じた。</p> <p>第6章「債権」では、実務上重要である契約と不法行為の条文について、改正箇所に重点を置きつつ詳細に解説した。また、新たに設けられた消費者契約、労働契約および製造物責任の規定については、日本法やEU国際私法との相違点を分析し、消費者契約と労働契約に関しては実質法上の絶対的強行規定の内容も検討した。</p> <p>第7章「知的財産権」では、新たに導入された「保護が求められる地」という連結点の意義や、知的財産権の侵害に関する規定の適用範囲について、比較法の手法を用いて検討した。</p> <p>終章では、これまでの内容の総括として法律適用法の特徴を明らかにしたうえ、全体的な評価を行った。また、日本国際私法との調和の可能性についても検討し、裁判離婚およびこれに付随する子の親権者指定などの問題については、国際私法のみに止まらず、国際民事訴訟法の接近と調和を要することを指摘した。</p>	

## 論文審査の結果の要旨及び担当者

氏 名 (		黄 鞠 霆	)
論文審査担当者	(職)		氏 名
	主 査	教授	野村 美明
	副 査	教授	茶園 成樹
	副 査	教授	長田 真里

### 論文審査の結果の要旨

本論文は、中国国際私法の基本的法源である「涉外民事関係法律適用法」（以下「法律適用法」という。）の解釈と適用を、比較法的視点を踏まえて考察するものである。

第1章と第2章は主に一般的な規定について扱う。第1章「総則」では、世界の国際私法においてますます重要な役割を果たすようになった当事者自治（当事者による法選択）にかかる問題を論じ、さらに中国裁判所における外国法の調査を批判的に考察している。第2章「人・代理・信託・仲裁合意その他補則規定」では、属人法として常居所地法主義が採用された点を重点的に解説したうえ、反致を否定した総則の規定と関連付けて、比較法の観点から評価する。また、代理、信託、仲裁合意などについては、実質法の特徴を背景に、ハーグ条約や日本法と比較しつつ考察している。

第3章と第4章は「親族」と「相続」の問題を扱い、関係各条文の適用範囲を検討し、学説と従来の実務を手掛かりに条文間の相互の適用関係を考察する。また、この分野は日本において中国法の適用が問題となることが多いことから、反致と日本法との関係についても言及している。

第5章から第7章までは、財産法に関する問題を考察する。「物権」では、動産物権に関して当事者自治を認める規定を中心に、日本および欧州の立法・学説を参照しながら批判的に考察し、その合理的な解釈を呈示している。第6章「債権」では、まず契約について、当事者自治と最密接関係地法を並立させる独特の方法のもとでは中国法を適用する傾向が続くと予想し、消費者契約、労働契約に関しては中国法の絶対的強行規定の適用可能性を論じている。不法行為については、特に製造物責任について日本法やEU法とは異なる規律を採用した点について、批判的に検討している。第7章「知的財産権」では、新たに導入された「保護が求められる地」という連結点の意義や、知的財産権の侵害に関する規定の適用範囲について、比較法的手法を用いて明らかにした。

終章では、法律適用法の全体を日本、韓国およびEU法と比較し、財産法部分では国際的動向に対する調和がみられる一方で、親族法においては裁判離婚で法廷地法を適用するなど、独自の規定が多いことを指摘している。

本論文は、中国国際私法の基本法典である法律適用法を、立法経緯、国内実質法の規定、学説、裁判例および最高人民法院の司法解釈を丹念に参照しながら、日本法やハーグ国際私法諸条約など比較国際私法の視点を踏まえて、法律適用法各条文の趣旨を探究することによって、その合理的な解釈を提案するものであり、先行業績にはみられない学術的な信頼性と説得性を有するものと評価される。本論文は、比較国際私法学への重要な貢献であり、同時に、中国との涉外事件が家族、相続、取引その他の関係で増加し続けている日本において、実務や社会生活の面で重要な意義と波及効果を有すると認められる。

以上のことから、本論文は優れた学術的価値を有するものであり、博士（法学）の学位を授与するに値するものと判断する。

なお、本論文には剽窃がないことを確認した。